

長久手市一時保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の労働、病気等により断続的又は緊急一時的に家庭保育が困難となる児童に対する保育（以下「一時保育」という。）を行うことにより、児童の福祉向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において一時保育の対象となる児童とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定による入所の対象とならない就学前児童であって、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。

(1) 非定型的保育サービス事業

保護者等の労働、職業訓練、就学等により、原則として週3日を限度として断続的に家庭保育が困難となる児童

(2) 緊急保育サービス事業

保護者等の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等、社会的に止むを得ない事由により緊急かつ一時的に家庭保育が困難となる児童

(3) 私的理由による保育サービス事業

保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため保育を必要とする児童

(実施保育園、定員等)

第3条 一時保育を行う保育園（以下「指定保育園」という。）、定員及び対象年齢は、別表第1のとおりとする。

(保育士の配置)

第4条 市長は、指定保育園に当該事業に必要な保育士を配置するものとする。

(専用室の設置)

第5条 市長は、指定保育園に当該事業専用の保育のための部屋を確保するものとする。ただし、専用の部屋を確保しなくても事業の実施に支障がない場合は、この限りでない。

(保育期間)

第6条 保育期間は、次のとおりとする。

(1) 非定型的保育サービス事業

1週間につき3日を限度とする。ただし、許可期間は3か月以内及び3月末をもって満了するものとする。

(2) 緊急保育サービス事業

1月につき14日以内において保育を必要とする期間

(3) 私的理由による保育サービス事業

1月につき2日（保護者及びきょうだいの通院又は検診を理由とする場合は4日）以内において保育を必要とする期間

2 前項第2号の緊急保育サービス事業については、市長が真にやむを得ないものと認めた場合は、必要最小限で保育期間を延長することができる。

(保育時間及び休業日)

第7条 保育時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日は午前9時から正午までとする。

2 市長は、保護者等の勤務時間、その他家庭の状況を考慮して、許可時間を変更することができる。ただし、指定保育園の保育時間の範囲内とする。

3 休業日は、指定保育園の休園日及び市長が定めた日とする。

(申請手続)

第8条 一時保育を受けようとする児童の保護者は、一時保育入所申込書（第1号様式）に必要な証明書等を添付して、市長に申請しなければならない。

(入園決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに保育の要否、期間等の必要な調査を行い入園の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により入園を許可したときは、一時保育入所承諾書（第2号様式）により、保護者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により入園を許可しなかったときは、一時保育入所不承諾通知書（第3号様式）により、保護者に通知する。

（退所の届出）

第10条 入園児童の保護者は、保育期間満了前に第2条に規定する入園理由が消滅した場合には、速やかに一時保育退所届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（入園の解除）

第11条 市長は、第2条に規定する入園理由が消滅したことにより当該入園を解除しようとする時は、入園児童の保護者に対し一時保育入所解除通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（保育料の徴収）

第12条 市長は、前条の規定により入園した児童の保護者から別表第2に定める保育料を徴収する。

2 市長は、保育料の額を決定し、保育料（一時保育）使用料納入通知書（第6号様式）により保護者に通知するものとし、この通知を受けた者は、市長の指定する日までに保育料を納付しなければならない。

3 市長は、生活の困窮、災害、その他特別の理由のある者に対しては、保育料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、長久手市保育所運営管理に関する規則（昭和54年長久手町規則第3号）の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月22日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	長久手市立 色金保育園	長久手市立 長湫南保育園	長久手市立 長湫北保育園	長久手市立 上郷保育園
位置	長久手市岩作 中島13番地	長久手市砂子 1204番地	長久手市鴨田 1001番地 2	長久手市前熊 前山173番 地2
定員	6人	6人	6人	6人
対象年 齢	4月1日時点 で 満1歳以上	満1歳以上	4月1日時点 で満1歳以上	4月1日時点 で満1歳以上

別表第2（第12条関係）

年齢区分	保育料（日額）
3歳未満児	2,500円

3歳児	1,200円
4歳以上児	1,000円

年齢区分は4月1日現在の年齢を示す。